

第2次生駒市環境モデル都市アクションプラン策定等支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

平成27年1月に策定した「生駒市環境モデル都市アクションプラン（以下、「現アクションプラン」という。）」は平成30年度を目標年次としており、本年度でその目標年次を終えるため、引き続き環境モデル都市の取組を進めるために、新たに「第2次生駒市環境モデル都市アクションプラン（以下、「新アクションプラン」という。）」の策定が必要となる。

現アクションプランに掲げた5年間の取組を分析・評価し現状把握を行い、次の5年間の新たな取組目標を設定し、低炭素社会づくりをさらに推進していくための新アクションプランを策定し、取組を進めることにより、温室効果ガスの大幅な排出削減はもとより、市民・行政・事業者の協創の実現、住宅都市の抱える共通の課題に対する解決モデルを構築、発信することができ、先進的な住宅都市としての本市のブランド向上に資する。

(2) 業務名

第2次生駒市環境モデル都市アクションプラン策定等支援業務

(3) 業務内容

新アクションプランの策定に必要な次の業務を行うものとする。

なお、計画策定に当たっては、国の示す構成のイメージによるとともに、現アクションプランの内容を把握し、発展させた上で、平成30年度策定予定の生駒市環境基本計画、その他関連計画と整合を図るものとする。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）としても位置付けることから、当該計画の要件を満たすものとする。

①新アクションプラン素案（以下、「素案」という。）の作成

- ア 現状分析
- イ 温室効果ガスの削減目標等の設定
- ウ 温室効果ガスの削減に向けた取組内容の策定
- エ 素案の参考資料の作成
- オ その他資料の作成

②環境モデル都市の推進組織の運営支援

素案の作成及び具体的な取組みの推進に関する検討並びに環境モデル都市の進捗状況の検証等を行う推進組織「環境モデル都市推進協議会」の運営支援。

- ア 推進組織の会議（2回程度）への出席
- イ 推進組織の会議資料の作成補助

③環境モデル都市の実施に向けた関連事業の推進補助業務

現アクションプラン及び素案に掲げる事業その他環境モデル都市の実施に向けた関連事業を具体的に推進するための体制の構築・情報収集・提案、関係者との折衝及び資料作成等の補助業務の実施。

(4) 業務期間

契約の日から平成31年3月31日

ただし、素案の作成については、平成30年12月末日までとします。

2. 業務に要する費用（予定価格）

4,870,800円（税込み）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

- (1) 市に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書（以下「入札参加資格」という。）を提出していること。
- (2) 公告の日から受託候補者特定の日までの間において、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ① 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してしていると認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- ⑤ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 過去6年間（平成24年度～29年度）に国、地方公共団体（都道府県、政令指定都市、中核市、環境未来都市選定都市又は環境モデル都市選定都市に限る。）から、環境分野又はこれに類する計画策定に関する業務の受託実績があること。又は、生駒市から行政計画等に関する業務の受託実績があること。なお、現在業務履行中の場合であっても受託実績に含むものとする。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：平成30年6月25日（月）17時15分まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。
メールアドレス eco-model@city.ikoma.lg.jp
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答日：平成30年6月27日（水）
- (4) 回答方法：生駒市公式ホームページ上で回答する。

5. 企画提案書等の作成及び提出

本業務に関する企画提案を行おうとする者は、次に規定する書類等を作成し、下記提出期限までに、持参又は郵送により事務局に提出すること。

(1) 提出書類・必要部数

- ①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部
- ②実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本7部
- ア 会社概要（様式3）
- イ 技術者の概要（様式4）
- ウ 業務実績調書（様式5）
- エ 担当技術者調書（様式6）
- オ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式7）
- カ 再委託調書（様式8） ※再委託する場合のみ
- キ 企画提案書（任意様式）
- ク 工程表（任意様式）
- ケ 参考見積書（任意様式）

※仕様書の業務内容や企画提案書の内容に応じた見積内訳を添付してください。

※本業務に係る必要な経費を算出し、詳細に記載すること。なお、参考見積書の金額が業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格となるため、留意すること。

(2) 提出期限等

- ①提出期限：平成30年7月6日（金）17時15分まで（必着）
- ②提出場所：生駒市役所 地域活力創生部 環境モデル都市推進課（市役所2階22番）
- ③提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

6. 企画提案書の作成要領

目次及びページ番号を付し、必要に応じ図表を使用するなどして見やすいものとし、ページ数は20ページ（片面刷り）以内とすること（工程表を除く）。

用紙の規格は、A4判縦長を基本とする。（A3用紙の折り込みは不可。）

カラーでの作成可。

記載内容は以下の項目について記載すること。

(1) 業務の内容に係る企画提案

①業務の実施方針

素案に掲げた目的の実現に向けた基本的な業務実施方針について記載すること。

②温室効果ガスの削減目標の達成に向けた中期取組方針及び長期取組方針

削減目標の達成に向けた中期取組方針及び長期取組方針の考え方を記述し、素案全体の枠組みについて提案すること。

③フォローアップの方法

提案全体の進捗について、定期的な温室効果ガスの排出状況の把握、それを踏まえた取組の見直し等フォローアップの方法及び体制について提案すること。

④取組実施による副次的効果

取組の実施により期待される地域活力の創出などについて提案すること。

⑤取組体制についての検討

取組の実施にあたって、地域住民等との連携、大学等研究機関及び地元企業等の知的資源の活用及び連携について提案すること。

⑥取組方針の策定

取組方針の策定にあたって、5年以内に具体化する取組について提案をすること。

(2) 業務の実施体制

推進組織の運営支援及び関連事業推進補助業務実施における体制等について提案すること。

(3) その他記載事項等

本業務を受託した場合の業務実施体制及び当該業務を担当する者（責任者及び担当者）の名簿並びに主な経歴。

7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 審査（提出書類審査及びヒアリング）

提出書類及びヒアリングによる審査を行い、高い評価を得た提案者を特定します。ただし、プロポーザルの提案者が5者以下である場合は、第1次審査（書類審査）を省略し、第2次審査（ヒアリング等による最終審査）において提出書類及びヒアリングによる審査を実施できるものとします。

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果については、応募申込者全員に対し、書面で通知するとともに、結果の概要等について、受託候補者以外の応募申込者が特定されない方法により生駒市ホームページ上で公表します。

8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 企画提案の内容 | 65 / 100点 |
| (2) 業務に係る実施体制 | 15 / 100点 |
| (3) 参考見積書 | 20 / 100点 |

9. 日程

公示	平成30年6月15日（金）
質問書の提出期限	平成30年6月25日（月） 17時15分まで
質問への回答	平成30年6月27日（水）
企画提案書等受付締切	平成30年7月6日（金） 17時15分まで
第1次審査	平成30年7月上旬（予定）
第2次審査	平成30年7月中旬（予定）
結果通知	平成30年7月下旬（予定）
契約締結・業務開始	平成30年7月下旬（予定）

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用（予定価格）を超過したもの

11. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないと、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として

変更できないものとします。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとします。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

13. 担当部署（提出・問合せ先）

〒630-0288 生駒市東新町8-38

生駒市 地域活力創生部 環境モデル都市推進課 （2階22番窓口）

TEL 0743-74-1111（内線375）

E-mail eco-model@city.ikoma.lg.jp

（執務時間：土曜日、日曜日、祝日を除く8：30～17：15）